

室報



White English Rose "THE ENGLISH ROSES" by DAVID AUSTIN

◀目次▶

- 「多言語主義」と「複数言語主義」
—「欧洲評議会」と「欧洲連合」による言語教育政策 — ……2
野宿者問題を考えるセミナーに参加して ……5
人権問題研究室で「白バラ」展を開催…7

新研究員紹介……………9

書評

- 『知っていますか？
障害者の人権一問一答』 ……14

「多言語主義」と「複数言語主義」

—「欧州評議会」と「欧州連合」による言語教育政策—

杉 谷 真佐子

「欧州連合」(European Union, EU)は、2004年5月1日をもって25加盟国、全人口約4億5900万人の政治・経済連合体へ成長してきた。「EU憲法」の批准をめぐり欧州市民の意見は岐れているが、他方でブルガリア、クロアチア、ルーマニア、トルコ、セルビア、モンテネグロ、ウクライナが加盟を申請、ないしは希望しており拡大の動きは続く。統一通貨「ユーロ」(Euro)も経済・金融の条件が整備された国を中心に導入されてきている。それでは人々の意思伝達手段としての言語はどのようにになっているのであらうか？

「多くの文化と言語を有する欧州は、その多様性を尊重し維持することで統合の基盤を創造する」というのが欧州連合の理念であり前提条件である。従ってEU公用語は2004年5月時点で、デンマーク語、ドイツ語、英語、エストニア語、フランス語、フィンランド語、ギリシャ語、イタリア語、ラトヴィア語、リトニア語、マルタ語、オランダ語、ポーランド語、ポルトガル語、スエーデン語、スロヴェニア語、スロヴァキア語、スペイン語、チェコ語、ハンガリ語の20語になり、これに2005年6月アイルランドのゲール語が加わり合計21語となった。諸決議等の公文書類は原則として全言語で公開されねばならない。各国市民が直接選挙で選ぶ議員が集うストラスブールの「欧州議会」(European Parliament)の議論は、各言語に同時(又は英・独・仏語等を介してリレー)通訳されることが原則である。

実質的にEUの行政機関として機能するブリュッセルの「欧州委員会」やその下の各専門総局、欧州各地に展開する諸機関など「実働部隊」では英・独・仏・西語などが作業用語として採用されているが、加盟国公

用語をEU公用語として認知しそれに応じて言語サービスを行うという原則は搖るぎなく引き継がれている。想像に難くないよう、英語に統一すれば遙かに経済的で時間も節約できるが、「言語の多様性を遵守する」という(非経済的)政治決定を維持する努力は加盟国間で共有されており、その費用は、EU市民一人当たり1年で約2.28ユーロに当たるという結果も出ている(「欧州理事会、欧州議会、欧州経済・社会委員会、欧州地方委員会宛ての欧州委員会報告『複数言語主義のための新戦略大綱』」2005年11月。尚1ユーロは、2006年6月で144~146円台)。

多様な文化、その根幹である言語の多様性を維持することは経済性の原理に任せていては難しい。統合を進める欧州では相互理解や共存能力を高め、併せて就学や職業選択の際の「移動能力」(mobility)を育成することを目標に、欧州委員会が「欧州市民の3言語主義」の原則を打ち出し、各人が母語プラス2言語／外国語を学習することを主張している。

一見、理想主義的、或いは非現実的に思えるこの原則は、しかし、もう一つのヨーロッパの組織「欧州評議会」(Council of Europe, CoE)の働きを見ると現実味を帯びてくる。多くの戦争、20世紀においても二度の世界大戦を経験した欧州諸国は戦後、基本的人権の保護、法の支配と議会制民主主義の確立等の共通理念を基に、戦争のない平和なヨーロッパを建設すべく、1949年5月欧州評議会をストラスブールに設立した。その起源として通常、1946年9月チューリヒ大学でのチャーチルの講演が挙げられるが、彼はその中で第一次大戦後のR.クーデンホフ・カレルギーの「汎ヨーロッパ運動」の精神を引用していた。

当初10カ国で出発した欧州評議会は90年以降東欧諸国の加盟もあり、2006年現在で46カ国を抱える国際機関となり、公用語は英語とフランス語である。日本でも良く知られた活動に1953年発効の「欧州人権憲章」(European Convention on Human Rights)とそれに基づく「欧州人権裁判所」がある。他方、日本ではあまり知られていないが欧州で重要な役割を果たすものに、「欧州文化憲章」(European Cultural Convention, 1954年12月)とそれに基づき戦後早くから開始された文化・教育分野での国際協力活動がある。担い手となった機関「文化協力評議会」(Council for Cultural Cooperation)は大きな組織ではないが、テーマ別にプロジェクト方式で加盟国の専門家を集め優れた研究成果を上げており、関連して出される欧州評議会の文部大臣会議の決議や勧告は、加盟国政府に対し法的拘束力はないが強い影響力を持ち、各国の文教政策に次第に浸透しつつある。「外国語教育は平和教育の重要な手段でありえる」という認識から1957年今日の「言語政策部局」(Language Policy Division)が設置され、1961年「ハンブルク協定」で欧州文化条約の精神実現へ向け、外国語教育を国境を越えヨーロッパ次元で共通に促進することを図る。その画期的な取り組みから、欧州の「コミュニカティヴ・アプローチ」の共通基盤となる「機能・概念リスト」に基づくThreshold levelを1970年以降各言語に関して発表していく。この活動は統合が進む90年代、国境を越え共通に言語運用力を評価できるような枠組み策定に引き継がれ、2001年『外国语の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. CEF)が刊行され、今日約20言語の訳が出版されている。CEFに基づき言語学習能力や評価能力を育成すべく、中等教育段階の学校で「欧州言語ポートフォリオ」が試用されるようになってきた(図1)。現在、社会人対象にEuropass(ヨーロッパ・パスポート)が計画

されており、CEFによる複数言語の運用力の記録もその中に含まれている。

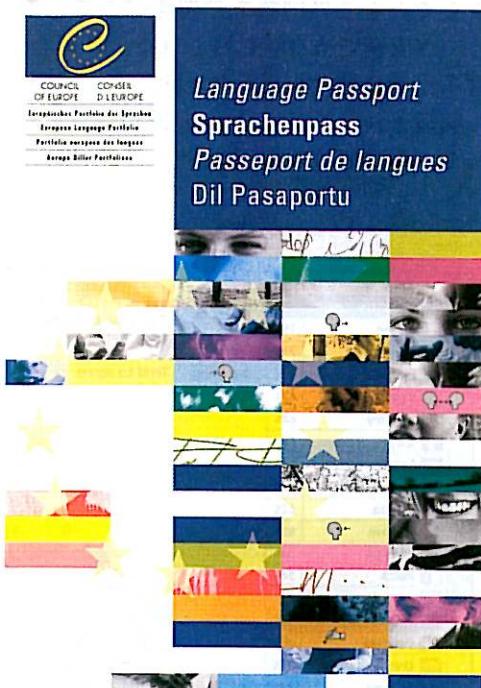


図1

ハンブルク州の「欧州言語ポートフォリオ」の一部「言語パスポート」。ドイツ語、英語、フランス語と並びトルコ語も使用されている。

ところでCEFは、移民労働者も含め人々の移動が進むことにより多くの言語話者が存在する状態や社会を示す「多言語主義(的社會状況)」(Multilingualism)と「複数言語主義」(Plurilingualism)を概念的に区別する。後者は多言語が共存する社会に住む市民一人一人が母語と最低2言語／外国语を使用する能力を得ることを意味する。その際「ネイティヴ・スピーカー」は目標ではなく、言語行動領域、運用目標をそれぞれ定めて外国语を学習することが目指されており、教授方法の工夫や開発が進められていく。上記のEUの「3言語主義」も、具体的にはCoEの「複数言語主義(学習)」の理念やそのための『共通参照枠』を学校教育の評価に採用するなどの動きのなかで実現が目指されていくようである。1995年欧州委員

会白書で提唱された「3言語主義」は、2002年3月バルセロナ首脳会議で「欧州市民は、少なくとも2外国語を学習すべきである」という表現で議事録に残された。外国語教育政策の分野でCoEとEUが公式に協力して開催されたのが2001年の「欧洲言語年」である。開催日9月26日はその後「欧洲言語

の日」に制定された。「多言語社会」を生きるための「複数言語主義」について、2言語／外国語学習の必要性を肯定する市民も増えているようである(図2)。欧洲統合は社会のマジョリティに対して複数の言語を学習することを求めており、それに対応する言語教育政策が各国で模索されている。

(外国语教育研究機関教授)

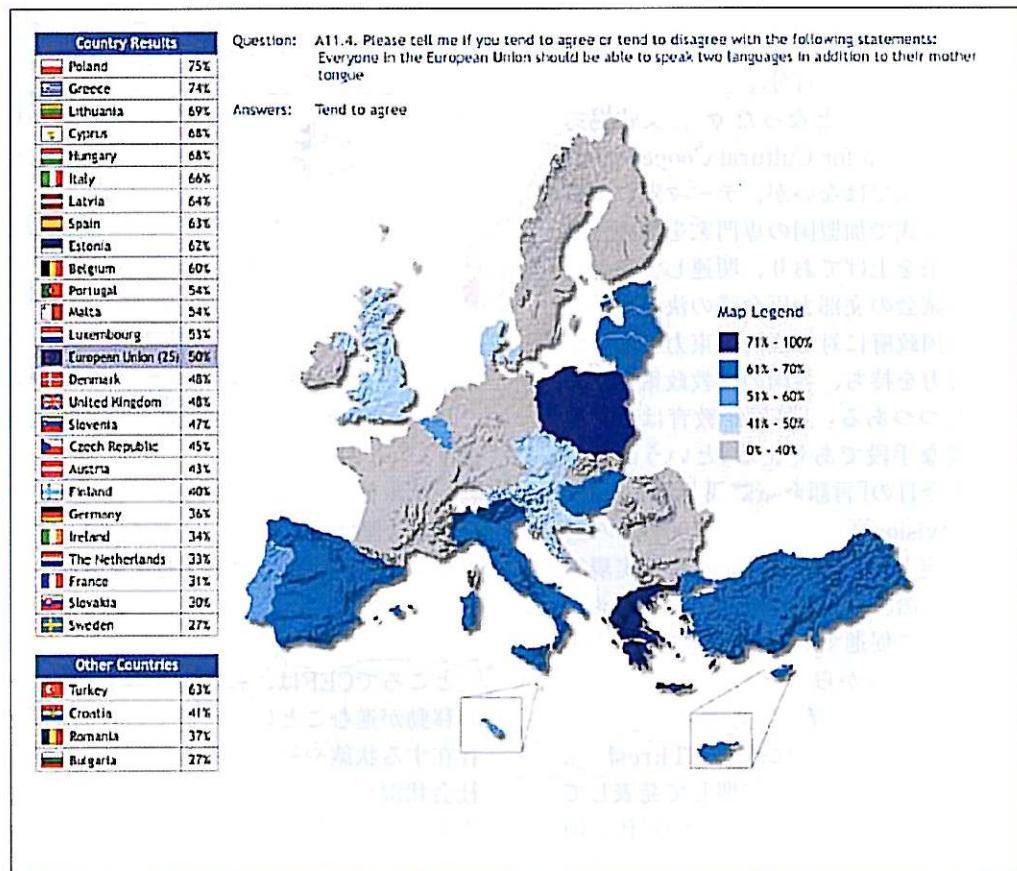


図2

「欧洲連合の市民は母語に加えて2言語を話せるべきだ、という意見に賛成ですか、反対ですか？」の問い合わせに対する国別回答。EU平均（25カ国調査）では50%が賛成。東欧や南欧諸国、トルコが高い賛成の割合を示している。

出 典：歐洲委員会編『ユーロバロメーター・スペシャル243. 欧州の人々と彼らの言語』(2005年11～12月調査) 2006年2月刊行. 英語版p.56.

野宿者問題を考えるセミナーに参加して

宮 本 要太郎

ゴールデンウィークも終盤の5月6日、私は野宿者ネットワークが主催するセミナー「'ホームレス'ってどんなひと?~一緒に考えよう!野宿者問題~」に参加した。野宿者ネットワークとは、野宿生活者の人権について考え、取り組んでいる団体である。一般に「ホームレス」と呼ばれている野宿者は、2003年の厚生労働省の調査では2万5千人強となっているが、各地の支援グループの報告から推計すると、実際は3万5千人から4万人ほどになるらしい。そのうち最も多いのが大阪で、大阪市だけで1万人を超えるという。

昨年2月、人権問題に関する研究学習会で、ホームレスのドキュメンタリー映画「あしがらさん」を撮った飯田基晴さんとルポライターの北村年子さんのお二人がホームレスの現状について報告されたが、その北村さんは『大阪・道頓堀川「ホームレス」襲撃事件』の著者でもある。1995年10月、ダンボールを集めて生計を立てていた野宿労働者の藤本彰男さんが、通りかかった若者によって道頓堀川に落とされ、水死させられるという事件が起こった。この事件は当時、いっせいにマスコミによって「非人間的な犯行」と書き立てられ社会の関心を集めだが、この事件を風化させないため、野宿生活者・野宿労働者の問題に取り組もうと結成されたのが、この野宿者ネットワークなのである。

当日は、同じく釜ヶ崎（西成区にある日雇い労働者の街の地名）で野宿生活者の支援に取り組んでいるキリスト教団体「希望の家」に、30名を超える参加者が集ったが、その多くは大学や高校の教員であった。

まず簡単な自己紹介の後、各地で頻発している野宿者への襲撃の実態について生々しい報告がなされた。主に中高生が加害者になり、とりわけ夏休みが始まる頃に頻度

が高まるという。加害者となる少年たちは多様であるが、彼らの多くは「ストレスの発散」としてさほど罪悪感を感じずに暴力をふるっている。しかし、ストレス自体は多くの人たちが抱えている。残酷な襲撃行為に走る若者たちには「共感の完全欠如」が見られるという。その背景として、「仕事もせずに寝てばかりいる」というホームレスに対する偏見と、そこから生み出される差別意識があろう。また、「他者への攻撃による自己の存在確認」という要因も考えられるという。この考えは、学校での「いじめ」と野宿者への襲撃が共通の構造を持っていることを示唆している。

次に、行政による強制排除について、1月30日に大阪城公園・勒公園で行われた行政代執行のことや、セミナー直前の5月2日に起こった天王寺動植物公園事務所による日本橋公園のテント破壊の事件が紹介された。前者に関しては、当事者である藤田さんをむかえ、代執行までの行政の対応や藤田さん自身の思いや生活についてお話をうかがった。また後者に関してはスライド写真が示され、いずれからも一般的の報道ではなかなか窺い知ることのできない様々な事実を確認することができた。

また、2002年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」については評価が分かれており、野宿者問題への国家の取組の一端を示したものとして一定の評価が可能である（直接的には就業の機会の確保）一方で、中途半端な対策を口実にした行政による強制排除の可能性が高まったというように、両面性のあることが指摘された。

次に、野宿生活者がいかに悲惨な生活を強いられているかについて、大阪市の野宿者の6割以上がダンボールや空き缶集めをしているが10時間ほど働いても千円にもな

らないこと、貧困ゆえに毎年大阪市内だけで200人以上が餓死や凍死、また治療を受けられれば治る病気で命を落としていること、野宿者になるときは段階を経ていくが、逆にそこから抜け出るのは一気に全部の段階を経なければならない（当座の生活資金、住民票、身元保証人、服などの確保）のでかなり困難であることなどが説明された。

引き続いて、「野宿労働者の暮らしを知る」ということで、実際に西成公園で野宿生活を続けている藤井さん（82歳）にお話ををしていただいた。出征でシベリア抑留の体験があること、大阪万博の頃は景気も良かったが石油ショックで仕事が激減し、1990年頃から野宿生活を続けていていること、1996年には強制排除を受けたこと、現在は早朝から夕方まで毎日ダンボールやアルミ缶を集めて回って1日700円くらいにしかならないが、それで何とか生活していることなど、厳しい現実を吐露された。

最後に、多くの野宿者を生み出す社会の構造的欠陥や野宿者に対する偏見・差別・暴力をいかに克服していくかの問題が提起され、あわせて「野宿者人権学習」が緊急の課題であることを認識できた。4時間にわたるセミナーではあったが、内容は豊富で時間が足りなく感じられたほどである。また、参加者同士で意見交換する時間がほとんどなかったのは残念だったが、当事者から直接話を聞く機会を得られたのは貴重な体験であった。

セミナーの後、希望者はさらにフィールドワークおよび夜回りにも参加した。私は両方に参加し、フィールドワークでは釜ヶ崎の現状とそれに取り組む人々の活動を目の当たりにし、また夜回りでは心斎橋方面の夜回りに同行させていただいて、女性1名を含む40名ほどの野宿者の方々にビラを渡すとともに、先日の強制排除の情報を伝えたり襲撃などの情報を聞いて回ったが、途中から雨が降り出したこともあって、普段は目にしてあまり気に留めることのなかった野宿者の人々がいかに劣悪な環境で必死に生きているかを肌身で感じることが

できた。夜回りは、ひとりひとりの野宿者と直接接して話を聞くことができるという点で、まさに支援活動の原点であると思われた。

なお、野宿者ネットワーク（<http://www1.odn.ne.jp/~cex38710/network.htm>）では現在、公園や路上で野宿を余儀なくされる労働者が日常的に晒されている、心無い者の襲撃や行政による強制排除など、不利な状況に対する支援活動を行っている。具体的には、公園（西成公園、関谷町公園など）で野宿を強いられる労働者との交流や生活相談、また、行政の強制排除に対する労働者の闘いへの支援である。他にも、毎週土曜日の夜8時から、釜ヶ崎周辺、阿倍野、日本橋方面、心斎橋・難波方面などで夜回りを行い、野宿労働者にビラなどで情報を伝えたり、襲撃・強制排除などに対応するための支援を行っている。さらに、入院した人や生活保護を受けてアパートに入居した人の訪問などもしているとのことであった。

（文学部助教授）



人権問題研究室で「白バラ」展を開催

宇佐美 幸彦

2005年11月14日から28日まで2週間にわたって、千里山キャンパス新関大会館1階の展示ロビー室で「白バラ」展が開催された。これは、早稲田大学人間科学総合研究センターの「危機と人間」プロジェクトが企画し、日本各地の大学やその他の場所を巡回したパネル展示で、関西大学では人権問題研究室がこの展示会を主催した。サブタイトル「ヒトラーに抗した学生たち」が示すように、第2次世界大戦中にヒトラー独裁下のドイツで、「白バラ」というビラを作成し、ナチスへの抵抗を呼びかけ、そのため国家反逆罪として処刑された、ミュンヘン大学の学生たちの資料を展示したものである。

この「白バラ」についてドイツでは、2005年にユリア・イエンチ主演の映画「白バラの祈り—ゾフィー・ショル、最後の日々」が製作され、ベルリン映画祭で銀熊賞を受賞して、最近においても大いに関心を呼んでいる。独裁政治の中で市民の勇気を示した「白バラ」グループに対する高い評価が、戦後60年以上たっても忘れられることなく、繰り返し確認されていることの表れであろう。この根底には、全体主義に対して個人の意思を示すことが現代市民社会の民主主義の基礎だという認識があり、けっしてナチスのような全体主義を繰り返してはならないという歴史的反省がある。

この展示会に先立って、人権問題研究室の人種・民族班では、2005年7月8日に「白バラ」に関する学習会を開催した。1942年から43年にかけて合計6号作成された白バラのビラを読み直してみると、これらのビラがきわめて哲学的、文学的であり、高い知的レベルを示すものであることに驚かされる。たとえば第1号ビラでは、シラーの『リュクルゴスとソロンの立法』という論文が引用されている。シラーによれば、

古代スパルタの立法者リュクルゴスの基本的な理念は、すべてが国家の利益のために犠牲に供されるというものであった。この指摘がヒトラーの独裁主義と関連付けられているのである。引用者は、シラーの言葉を借りて、ヒトラーの国家主義がスパルタの場合と同じように非人間的なものに他ならないと主張しているのである。またまったく解説なしにゲーテの祝祭劇『エピメニデスの目覚め』が引用されているが、きわめて高い教養を持つ人は、この劇がゲーテによってナポレオンの軍事的支配からの解放を契機に作成され、1815年3月に対ナポレオン戦争勝利の1周年記念の祝祭劇として初演されたものであることに気づくのである。この引用の中にある「自由」という叫びは、ゲーテにとってはナポレオンの支配からの解放を意味するのであるが、引用者にとっては、ヒトラーの独裁からの解放を求めるものなのである。このビラの作成者であるハンス・ショルは医学部の学生であったが、ゲーテやシラーの文学作品や論文について深い理解をもっていたようである。このような深い知性が全体主義への疑問を目覚めさせ、また市民の勇気を育てた一因であったとも考えられよう。

このパネル展示の作成企画を担当した上記早稲田大学の「危機と人間」プロジェクトの村上公子教授が、関西大学の人権啓発行事として、展示会初日の11月14日に、「白バラの学生たち—兵士ではなく市民の勇気を」という講演を千里山キャンパス尚文館で行った。ドイツの憲法（基本法）などについても触れ、市民の勇気という点で「白バラ」の活動がいかに歴史的な重要性を持つものであるかを強調した啓発的な講演であった。（この講演内容については関西大学発行の「講演記録」を参照されたい。）

パネル展の会場で来訪者にアンケートを

お願いした。会場が玄関ロビーで展示会専用の受付を置いていなかったので、残念ながらアンケートの記入数はきわめて少なく、特に有意な統計的結果を出すことはできなかった。アンケートに記入した人は積極的な考えの持ち主のようで、多くの人が展示会を見る前から「白バラ」のことについて知っており、当時のドイツのイメージについてもすでに予備的な知識を持っていたようである。しかし中には、「白バラ」の活動について、この展示会ではじめて知ったという回答もあり、ヒトラー時代のドイツは独裁国家で国民はみなヒトラー信奉者であったというイメージが、この展示会で変わり、ナチス時代のドイツにも抵抗運

動をした人がいたことを知り、みんなが悪人ではないことが分かったと記入した人もいた。現在の日本では戦争に関する情報が少くなりつつあるようであるが、やはり歴史を正しく認識することはたいへん重要なことである。この意味でも今回の「白バラ」展開催の意義は大きいものであったと考えられる。とりわけ学生の諸君に、同じ大学生が戦時の独裁国家において、勇気ある行動をとったことについて、この機会によく考え、歴史の認識を深める場所を提供できたのではないかと思われる。今回の展示会の準備や参加を通じてさまざまな形で協力してくれた皆さんに心から感謝の意を表したい。

(文学部教授)



「白バラ」展会場

新研究員紹介



武智 英裕

本学文学部に助手として就任いたしましたのが1961年ですから、ここまで実に長い年月を積み重ねてきたものです。専門領域はスポーツ社会学、実技の専門はサッカー。

これまで人権問題との関わりに関しては、学問の性格上スポーツの場における人種・民族の問題や障害者とスポーツ、高齢者の健康づくり問題、女性とスポーツなどには、人間のおりなす問題として常に高い関心を持ってまいりましたが、それらを研究テーマとするほどではありませんでした。このたびはじめて研究員として、障害者問題研究班に参加することになりましたが、目下は、研究の方向をどのように定めようか、少々戸惑ってもおります。

埼玉県の、ある小学校での話に、……子供たちのために、従来からある土の運動場を人工芝の運動場に改修した。運動場で遊ぶ子供たちが驚くほど増え、休憩時間を教室で過す子供が激減した。そうしたある日の早朝、今迄運動場に出たこともなかった脚に障害を持つ子供が、運動場に近づき車椅子から降り、手で芝生を撫で、全身を使って芝生の上を歩こうとする姿があった……。この子供にとって運動場が土から芝生へという施設の変容、つまり運動環境が整えられたことの大切さやそれを評価することもさることながら、それ以上に、そのことによって、この子供のなかに「何が起きたのか」、「どうさせたものは何か」といった、子供自身の心の動き・変化こそ見逃してはならないと思います。彼は完全には健康だとはいえないかもしれません、身

体的な制限があるにせよ、確かに「WELL」なのであります。

運動やスポーツは、「やりたいからやる」という人間の自然的・本能的欲求にもとづいた行動（行為）でもあり、それは人種・民族・宗教を越え、また体力、年令、性別などを問わず、そこにあるのは「皆んな一緒」であり、「平等」であり、「今、お互いにいい時間を持ち合っている」ということであります。障害を持つ人が、この先、質の高い生き方を求めていくなかにあって、運動やスポーツの貢献でき得るところは何か、それをいかに見い出していくか、といった問題にも関心を寄せているところでです。どうぞよろしくお願ひいたします。

（文学部教授）



佐藤 裕子

文学部ドイツ語ドイツ文学専修に所属しております佐藤と申します。1996年から2000年の4年間、女性問題班に加えていただき、このたび、再び人権問題研究室の研究員として人種・民族問題研究班のメンバーとして参加させていただくこととなりました。専門は、ドイツ文化研究で、特に第三帝国や旧東ドイツの独裁体制の下、民衆の間で囁かれた権力者を嗤う政治ジョークがどのような機能を持っていたか、人々はなぜジョークを語るのか、ジョークと言論統制の関係などに興味を持っています。秀逸な政治ジョークは権力者が人々の言論の自由を奪えば奪うほど、生み出され語り継がれて、風刺の文化が栄えるという皮肉な

現象がありますが、今は消滅してしまった旧東ドイツの政治ジョークも、失われた祖国の国民的文化として多くのジョーク集が編集され、残されています。しかし、ジョークの真髄は何と言っても、注釈をつけて書き留められたジョークを読むことではなく、face to faceで語られ、オチを聞き手が笑うというコミュニケーション的要素があります。「笑い」を大まじめに定義し、分析し、研究すればするほど、笑いの本質とはかけ離れた様相を呈してくるという、これもまた皮肉な現実です。

ドイツでは1989年に東西を隔てていた壁が崩れ、誰の予想よりも早く、90年の10月には東西ドイツ統一が実現され、時を同じくして東欧の国々の共産主義体制が次々に崩壊、40年以上に渡って世界を二分していた冷戦構造が消滅しました。当時ドイツにいた私は、その嵐のような歴史の流れを経験しましたが、歓喜のベルリンから遠く離れた西ドイツでは、人々は世界が大騒ぎしていたこの出来事を、まるで台風の日の中にいるように、その後生じる問題を予測して、冷静且つ客観的に受け止めていました。実際、東と西の経済格差、意識のギャップの問題、旧東欧諸国からの帰還者や難民の問題、定住外国人労働者の2世、3世の問題など、統一ドイツの社会はその後さまざまな問題に直面してきました。

ドイツ統一後に現れた新しいジャンルのジョーク、オッサー（東ドイツ人）、ヴェッサー（西ドイツ人）ジョークにもそのような社会の現実をテーマにしたものが多くありますが、私自身としては、かつて2つに分断されていた国が統一されて一つになり、さらに大きなEUヨーロッパ連合という枠組みの中で、さまざまなアイデンティティを持った社会の構成員を抱え、どのような方向に進んでいくのか興味があります。今後はドイツの社会を一つの窓口としてヨーロッパを初め、他の地域のことも勉強していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

（文学部教授）



加戸 陽子

このたび人権問題研究室障害者問題研究班に参加させていただくことになりました、文学部総合人文学科心理学専修所屬の加戸陽子と申します。本年4月から関西大学に着任いたしました。専門は障害児心理で、特に注意欠陥／多動性障害や広汎性発達障害などの軽度発達障害をともなう子どもの抱える困難に対する神経心理学的検査の適用やそれにもとづく支援に関する検討を行っております。

これまでに養護学校での勤務や発達障害に関する専門外来のある医療機関での心理検査の実施や支援の検討、ボランティア活動を通じて種々の障害をともなう子どもたちやその保護者の方々と接する機会を得ることができ、貴重な経験を積ませていただきました。また、教育・医療のそれぞれの現場における教育・療育支援活動に携わってきたことは、今後ますます機関間での連携にもとづく支援が求められつつある特別支援教育の領域で研究活動を行っていく者として非常に恵まれていたと実感しております。現在は同医療機関での各種心理検査の実施を通じた支援活動を継続して行っており、こうしたフィールドで得られる知見や経験を研究や大学での教育活動に反映させていけるよう努めてまいりたいと考えております。

近年特別支援教育の動向はめまぐるしく変わってまいりました。それにともなって種々の困難を抱える子どもやその保護者、担任の先生などへの直接支援のみならず、各種発達障害によって生じる様々な困難に対する理解を深めていただくための啓発活動の重要性も実感し、人権問題研究室での活動を通じて実践していくことができればと考えております。着任早々でご迷惑おかけ

けすることもあるかと存じますが、関連の深い領域として微力ながら貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(文学部専任講師)



豊田 真穂

このたび、女性問題研究班に参加させていただきましたことになりました。今年4月、文学部新設の英米文化専修に着任し、アメリカの歴史や文化を主にジェンダーの視点から検討しております。

津田塾大学を卒業後、東京大学総合文化研究科に進学し、アメリカ占領下の日本における女性労働改革を研究テーマに選びました。その後も日本学術振興会特別研究員として研究を続け、2005年度に博士論文を提出いたしました。博士論文では、占領期の女性労働改革を保護と平等をめぐる論争に焦点をあてて検討しました。

先のイラク戦争を開始する際、アメリカ政府はイラクの「解放」と「民主化」という目的をかけ、戦後のイラク統治・復興のあり方について論じるときには、日本占領を「モデル」として挙げたことはご記憶にあるかと思います。日本占領を「成功」とみなす言説、とりわけ「女性解放」は、イラク攻撃という暴力を正当化するために戦略的に用いられたのです。

ひるがえって日本占領における「女性解放」とは、いったいどのような意味において何を目指した「解放」だったのだろうかと問うことが重要だと考えます。博士論文では、占領期を日米のジェンダー観が出会った場ととらえ、家庭責任をもつ女性を男性と区別し保護される対象に位置づけた過程=ジェンダー化過程を明らかにしまし

た。女性労働者を「保護」する政策は、多くの女性を失業に追いやりました。「保護」という名のもとで、女性の働く権利が制限されたのです。その効力は、労働基準法が改正された1998年まで続いたといえます。「初の女性新幹線運転士が誕生」というニュースは、まだ耳に新しいでしょう。それはこの改正によって女性の深夜労働の制限が撤廃された結果だったのです。

今後は労働政策に限らず、家族法や税制度、育児政策などの社会政策のジェンダー化過程を研究していきたいと考えております。アメリカ社会（に限ったことではありませんが）を理解するためには、ジェンダーの視点だけでなく、人種・エスニシティや階級をはじめ多くの差異に注目する必要があります。人権問題研究室では、こうしたことも含めさまざまな問題をともに学んでゆきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(文学部専任講師)



李 英 和

「人種・民族問題研究班」に参加することになりました。現在の主な研究対象は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の民主化と人権問題です。とくに「脱北者」と一般に呼ばれている北朝鮮難民の問題に関心を寄せています。

先進国ではいさか手垢にまみれた観もある「民主主義と基本的人権」という文句は、私たちのアジアでは依然として「高嶺の花」です。残念ながらアジアには独裁国家と強権体制がひしめいています。私は脱北者問題に関わってみて、このアジアの「後進性」——簡単に言えば「人命の値段の安さ」——を痛感させられました。

北朝鮮は90年代後半に大飢饉に見舞われ、控えめに見ても30万人以上の難民が地続きの隣国・中国に流入しました。20世紀屈指の難民問題です。ところが、難民としての保護を受けるどころか、ひどい虐待にいまもさらされています。私が保護していた17歳の脱北少年は数十発の銃弾を浴びて中国軍に射殺されました。中国での虐待を逃れた脱北者が東南アジア諸国に数万人規模で滞留していますが、そこでも難民としての扱いを受けられずに苦難の日々を送っています。考えてみれば、これらの国々の人権状況が劣悪なのですから、脱北者の苦境もある意味では当然なのかもしれません。

日本は戦後、高度に発達した経済に見合う成熟した民主政体をもつようになりました。戦前の「負の歴史」を真の意味で清算するためにも、日本は民主主義と人権を普及・拡大する「新次元のアジア外交」を開拓すべき時期に来ていると思います。その日本について最近、「北朝鮮人権法」が成立しました。そこには「脱北者の保護」が盛り込まれています。難民受け入れにきわめて消極的だった日本政府の姿勢を考えると画期的ですが、具体的問題はこれからです。日本のアジア外交の試金石ともなるので大いに注目したいと思います。

(経済学部教授)



カイト 由利子

このたび、「人種・民族問題研究班」に参加させていただくことになりました。研究領域は、社会言語学、第二言語習得（第二言語とは母語習得後、学習または習得する全ての外国語を意味する）です。今や英語はリンガ・フランカ（Lingua Franca, 共

通語）としての地位を世界的に獲得し、日本でも英語でNHKニュースが流れ、英語の看板があふれ、商品名にも英語が日常的に使われるようになりました。教育面でも、文部科学省は新しい学習指導要領の一つとして「国際化への対応」を掲げ、中学校（2002年度から実施）及び高等学校（2003年度から実施）では、外国语は必須科目となっています。殆どの学校で、英語が外国语として選択されています。小学校の「総合的な学習の時間」についても、英語を教科科目として必須化する動きがあります。このように国際化が推進される中、日本の外国人登録者は、まだその数は少ないものの188カ国、約200万人（04年末）に達しています。そこで今『言語接触』の諸問題が浮かび上がってきてています。例えば、ニューカマーと呼ばれる子供達が日本の学校に就学していますが、彼らの母語保持及び育成に関して多くの問題が指摘されています。現在のところ、母語教育を保証する法的制度ではなく、地域のボランティアの熱意がそれを支えている状況です。母語支援がないばかりか、中・高等学校の英語の授業では、外国语である日本語で英語を勉強しなければならない状況も生まれています。あたかも、日本に住むなら全て日本語でと言わんばかりです。日本で生活するため日本語習得も必要ですが、彼らを社会的や政治的な面、言語発達や認知的発達の面から支えていく必要があると思われます。このように、ニューカマーの場合も日本人学習者の場合も、外国语を学習するにあたって、学習者／教員の権利、エンパワーメント、アイデンティティの問題（例：Assistant Language Teacher（ALT）、など、まだまだ不透明な部分が多く、これららの研究が望まれます。

日本も多言語社会に向かっていると言われている今日、外国语としての英語教育に携わっているものとして、上記のような状況をもっと考える必要があるのではないかと思います。人権問題研究室へは初めての参加ですが、様々な領域から集まっておら

れる先生方と色々な問題について意見交換をし、学びたいと思っております。どうぞ宜しくお願ひいたします。

(外国語教育研究機構教授)



宮橋 國臣

この三月末に高校教員を早期退職し、四月からは生涯のテーマである「人権・部落問題」研究に着手できる状況が整いつつあります。特に吉田徳夫先生のご紹介で関西大学人権問題研究室の委嘱研究员として研究の機会を与えられ、同時に人権問題に熱意ある諸先生方のご指導を得る機会にも恵まれたことは真に光栄に思っています。

この数年間、オーラルヒストリー的な拙著『至高の人西光万吉』(人文書院)の深化として、「水平社創立宣言」成立の解明に努めてまいりました(奈良県高校教組の研究紀要として発行の予定)。今年は島崎藤村の『破戒』出版から百年、全国水平社創立から八十有余年の歳月が閲しましたが、宣言についての抜本的な研究が看過さ

れてきたようにも思います。尤も、それは起草者西光万吉の精神史の解明を待たなければならなかつたことに起因しているようです。そのため、「水平社創立宣言」の起草者をめぐって多少議論や異論が徘徊していますが、基本的には研究者(歴史家)の感性が問われているように思えます。むしろ、それは精神の疲弊に無自覚な状態が示唆されているのかも知れません。水平社宣言といえば、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」の一旬を思い浮かべる人も少なくないでしょうが、こうした理想や希望を語るのは、一途に世を呪う平野小剣の精神には不在であったはずです。最近は、「水平社創立宣言」が新世界人権宣言として世界に発信する状況を創出しなければならない、との思いが胸中を来しています。

ちなみに、『破戒』或いは『橋のない川』にしても、作家としての感性が問われる作品ではありますが、小生にとって特に『橋のない川』は通読どころか、全くアレルギー的に、その一行さえ読むことができないほどなのです。その原因は、この長編小説が被差別部落を描いていないからに他なりません。驕慢に聞こえるかも知れませんが、つまり作者の感性が被差別部落を捉えてはいないのです。尤も、感性とは曖昧な表現ですが、むしろ、それが人間らしさの証明と言えるかも知れません。

(委嘱研究员)



書評

楠敏雄・姜博久編著

『知っていますか？

障害者の人権一問一答』

解放出版社、2005年

串崎真志



本書は、障害者的人権を考えるうえでぜひ知っておきたいポイントを、わかりやすく解説した好著である。障害の定義から、法令、社会制度、支援にわたるまで、22項目に整理され、簡潔にまとめている。とはいっても、本書は単なる概説書ではない。「障害者自立支援法」など最新の動向にもふれ、「優生思想」や「差別表現」に関する論争など、思想や歴史もきちんと押さえてある。また、「障害学」といった近年の研究動向も逃さず紹介しており、中学校や高等学校における人権学習の教材としても、最適であろう。

記述はいたって平易で、障害をもつ人々との暮らしを思い描きながら、読み進めることが可能だ。たとえば次の二節。「二階建てのファミリーレストランを見たことがありますか？一階には車いす用の駐車場があります。二階には車いす用のトイレの設備もあります。エレベーターがあるにちがいないと思って探してもどこにもありません。店の人に聞くと『車いすは一階にあるインターホンを押してもらえれば対応します』との答え。しかし、例えば電動車いすであれば車いすだけで八十キロもあります。そこまでして二階に上ろうとは思わないでの、階段を見ただけでほとんどの人はあきらめるでしょう」(pp.53-54)。写真や図表も豊富で、読者を飽きさせない。41ページの写真では、編著者の一人、姜博久さん（本学人権問題研究室委嘱研究員）に会うこともできる。

障害者的人権問題については、まだまだ

課題も多い。たとえば就労。「障害者であるということだけで、医師や薬剤師をはじめとした資格取得を要する職業から排除する規定がさまざまな法律や制度に残されて」(p.29) いるという「欠格条項」や、「事業主が申請さえすれば、雇用した障害者に対して労働基準法で一般に義務づけられている最低賃金を保障しなくてすむという規定」(最低賃金法第八条) (pp.29-30)。「各地の教育委員会においては[法定]雇用率の未達成が顕著で、改善の勧告が行われ」(p.28) ていることも、驚きだ。障害者的人権問題は、より見えにくくなっているのかもしれない。

『障害者白書』(2005年版)によると、日本の障害者数は、約656万人とされる。また、世界には6億人と数えるという。しかし、障害は個人の問題ではない。たとえば、「世の中にはさまざまながらだをもっている人がいるにもかかわらず、なぜ自由に足が動く人のことだけを念頭においてまちや建物はつくられている」(p.122) のだろう。障害を社会環境の問題として捉えるような発想の転換を、本書は語りかけていく。

(文学部助教授)

2006年度人権問題研究室公開講座

回	日 程	テ ー マ	講 師	会 場
45	5月26日(金)	「水平社創立宣言」の再生	委嘱研究員 宮橋 國臣	尚文館マルチメディア AV大教室
46	6月23日(金)	在日コリアンの解体	特別研究員 梁 永 厚	
47	10月27日(金)	軽度発達障害を伴う子どもの 理解と対応	文学部専任講師 加戸 陽子	総合図書館ホール
48	11月24日(金)	「女人禁制」から ジェンダーを問う	委嘱研究員 源 淳子	

※時間は、午後1時～午後2時30分

「関西大学茨木市民人権講座」

日 程	テ ー マ	講 師	会 場
9月8日(金)	『破戒』100年と部落問題	文学部教授 吉田 永宏	茨木市立男女共生センターローズWAM

※時間は、午後1時30分～午後3時

編集後記

室報第37号を無事に刊行することができました。2006年度のスタート。多くの新研究員を迎え、また事務組織も新たに、さらなる発展をめざします。かつて、Carpenters はRainy days and Mondays always get me down...Nothing ever seems to fit...Feelin' like I don't belong と唄っていました。生きていれば、悲しいことやつらいことにたくさん遭遇します。しかしそのようなときでも、何か希望をもてる出会いがあれば、それはむしろ人生に深みと広がりをもたらす経験になるでしょう。人権は生きることを支える思想。ピンチをチャンスに変える力なのだと思います。今年も公開講座等、充実の企画を用意しました。皆様の参加を心からお待ちしております。

(串崎 真志)

関西大学人権問題研究室室報 第37号

2006年7月31日発行

発行／関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号

電話 (06)6368-1182

FAX (06)6368-0081

<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>

